浄水場等 LED 化 ESCO 事業募集要項

令和６年９月

横 浜 市 水 道 局

目次

1　募集の主旨 3
2　事業概要 3
(1)　事業名称 3
(2)　改修対象施設 3
(3)　対象器具 3
(4)　事業内容 3
(5)　事業者の業務範囲 3
(6)　ESCO 事業契約期間等 4
3　本募集要項の扱い 4
4　配布資料及び仕様書等の適用順位 4
5　公募から契約までの流れ 5
(1)　本事業スケジュール 5
(2)　手続 5
6　提案資格 9
(1)　応募者の役割 9
(2)　応募者の資格 10
(3)　応募者の制限 10
(4)　応募に関する留意事項 11
7　提示条件 11
8　提案提出書類・作成要領 12
(1)　参加表明時提出するもの 12
(2)　提案時提出するもの 12
(3)　ファイル作成時の注意点 13
(4)　提案書作成要領 13
9　改修工事等に関する提出書類と注意事項 15
(1)　提出書類 15
(2)　一般的注意事項 15
(3)　照明器具の改修に係る注意事項 17
10　サービス期間中の対応 17
(1)　ベースラインの調整方法等 17
(2)　ESCO 設備の維持管理に関する事項 17
(3)　検証に関する事項 18
(4)　その他 18
11　ESCO 事業サービス料の支払等 18
(1)　ESCO 事業サービス料支払期間 18
(2)　支払方法 18
(3)　ESCO 事業サービス料の総支払額 18
12　事業の実施に関する事項 19
(1)　誠実な業務遂行義務 19
(2)　ESCO 事業契約期間中の事業者と当局の関わり 19
(3)　当局と事業者との責任分担 19
(4)　予想されるリスクと責任分担 21
13　完成図書 23
(1)　提出書類 23
(2)　注意事項 23
14　事務局 23

1　募集の主旨

横浜市（以下「本市」といいます。）では、2050 年までの脱炭素化の実現に向け、「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」において、2030 年度までに公共施設の LED 等高効率照明の割合 100％を目指しています。今後は目標達成に向け、市有施設の LED 等の高効率照明器具化を加速させる必要があります。

このため、横浜市水道局（以下「当局」といいます。）では、当局が保有する施設の LED 化工事において、民間の資金とノウハウを活用しながら、省エネルギー化と維持管理費の低減を図ることができる「ESCO 事業」を導入することとします。

本募集の目的は、民間事業者から設備機器の改修工事及び維持管理等を含めた一括提案（以下「ESCO 事業提案」といいます。）の公募を行い、最も優れている提案事業者（以下「最優秀提案事業者」といいます。）及びその次に優れている提案事業者（以下「優秀提案事業者」といいます。）を選出することです。

選出の後、最優秀提案事業者は、当局との間で契約の締結に向けた協議を行います。

その結果、合意に至れば契約事業者（以下「事業者」といいます。）として当局と契約（以下「ESCO 事業契約」といいます。）を締結し、本事業を実施するものとします。

ただし、本事業は解除条件付きの事業であり、当局において予算化されなかった場合は、提案を募集したことに留まり事業化もありません。ESCO 事業契約については、募集要項を踏まえて、提案内容の詳細診断、包括的エネルギー管理計画書を作成した後に締結します。

なお、本募集要項の内容は、ESCO 事業契約の一部となるものとします。

2　事業概要

(1)　事業名称

浄水場等 LED 化 ESCO 事業

(2)　改修対象施設

別紙１－１「改修対象施設一覧」を参照してください。

(3)　対象器具

別紙１－２「対象器具一覧」を参照してください。

(4)　事業内容

当局と結ぶ ESCO 事業契約を基に、省エネルギー改修設備等（以下「ESCO 設備」といいます。）を設計・施工するものとします。また、ESCO 事業契約期間内において、当局に ESCO 設備の維持管理（助言を含みます。）、光熱水費削減額の保証及び省エネルギー効果を把握するための検証等の包括的サービス（以下「ESCO 事業サービス」といいます。）を提供するものとします。

ア　維持管理

ESCO 事業契約期間内は ESCO 設備の維持管理を事業者自らの責任で行うものとします。

イ　検証

適切な検証により、省エネルギー効果を保証するものとします。

ウ　当局は、事業者が設置した ESCO 設備等の無償譲渡を求めることができるものとします。

エ　サービス期間中の ESCO 設備は事業者の資産とします。

(5)　事業者の業務範囲

事業者が行う業務範囲は、次のとおりとします。

ア　省エネルギー改修設計

イ　省エネルギー改修工事

ウ　省エネルギー改修工事の工事監理業務

エ　工事に関連する手続

オ　当局への ESCO 事業サービス提供業務

カ　ESCO 設備の維持管理業務

キ　省エネルギー効果検証業務
ク　当局に ESCO 設備を移管する所有権移転業務
ケ　その他関連業務

(6)　ESCO 事業契約期間等

ESCO 事業契約期間は令和７年９月から令和 22 年３月までとし、内訳は以下のとおりとします。

ア　工事期間　令和７年９月から令和９年３月まで
イ　サービス期間　令和９年４月から令和 22 年３月まで（13 年間）

３　本募集要項の扱い

本事業の最優秀提案事業者及び優秀提案事業者を特定するための手続等は、横浜市水道局委託に関するプロポーザル実施取扱要綱のほか、本募集要項によります。

４　配布資料及び仕様書等の適用順位

当局より提示する資料等の適用順位は以下のとおりとします。

表１　仕様書等の適用順位

配布資料及び仕様書等	順位
質問回答書	1
浄水場等LED化ESCO事業募集要項	2
浄水場等LED化ESCO事業提案審査要領	3
別紙１－１、別紙１－２、別紙２	4
横浜市水道局電気工作物保安規程 横浜市水道局電気工作物保安規程実施要綱 横浜市水道局電気工作物保安規程取扱要領 横浜市水道局電気工作物保安規程施行細則	5
横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（工事編）	6
横浜市電気工事施工マニュアル（横浜市建築局編集）	7
その他の事業完遂に必要な仕様書等	8

5　公募から契約までの流れ

(1)　本事業スケジュール

表２ 本事業のスケジュール（予定）

内容	日程
① 事業に関する質問受付	令和６年９月３日から９月 10 日
② 事業に関する質問回答	受付期間終了の約１週間後まで
③ ウォークスルー調査申込受付	令和６年９月 24 日から 10 月４日
④ ウォークスルー調査実施	令和６年 10 月 15 日から 10 月 25 日
⑤ ウォークスルー調査質問受付	令和６年 10 月 28 日から 11 月１日
⑥ ウォークスルー調査質問回答	受付期間終了の約１週間後まで
⑦ 参加意向申出書の提出	令和６年 11 月 13 日から 11 月 19 日
⑧ 提案資格確認結果の通知及びプロポーザル関係書類提出要請書の交付	令和６年 11 月 29 日まで
⑨ 提案書の受付	令和６年 12 月２日から 12 月 20 日
⑩ 審査結果の通知	令和７年２月中旬
⑪ 詳細診断	最優秀提案事業者選出から契約締結までの期間
⑫ 予算の可決	令和７年３月
⑬ 契約	令和７年９月
⑭ 工事	令和９年３月 31 日まで
⑮ サービス期間	令和９年４月１日から

(2)　手続

各様式に従い必要事項を記入し、事務局メールアドレス宛（最終ページに掲載）に送付してください。送信の翌営業日までに事務局からメール受信の連絡が無い場合は、電話にてご連絡ください。

ア　事業に関する質問受付・回答

(ｱ)　受付期間

令和６年９月３日（火）から令和６年９月 10 日（火）17 時まで

(ｲ)　提出書類

a　第８－１号様式「質問書」

b　第８－２号様式「質問書（別紙）」

(ｳ)　提出方法

電子メール

(ｴ)　提出先

事務局メールアドレス宛（最終ページに掲載）

(ｵ)　回答

受付期間終了の約１週間後までに本市ウェブページに公表します。

イ　ウォークスルー調査

(ｱ)　調査予定

a　日程

令和６年 10 月 16 日（水）から令和６年 10 月 25 日（金）までのいずれか１日

※ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第３条に規定する休日は除く。

申込みの早い企業又は代表企業と構成企業による企業グループ（コンソーシアム。以下「グループ」といいます。）の希望日を優先し、１日につき１グループとします。

b　集合場所
横浜市水道局小雀浄水場　横浜市戸塚区小雀町 2470 番地
c　参加人数
最大５名
d　実施時間（予定）
９時から 16 時まで

(ｲ)　申込受付
ウォークスルー参加の有無にかかわらず、書類を提出してください。
a　受付期間
令和６年９月 24 日（火）から令和６年 10 月４日（金）17 時まで
b　提出書類
第９号様式「ウォークスルー調査申込書」
c　提出方法
電子メール
d　提出先
事務局メールアドレス宛（最終ページに掲載）
e　回答
令和６年 10 月８日（火）にメールで連絡します。その際、参加の有無にかかわらず、当該施設に関する図面を資料として提供します。

(ｳ)　質問受付・回答
a　受付期間
令和６年 10 月 28 日（月）から令和６年 11 月１日（金）17 時まで
b　提出書類
第 10 号様式「ウォークスルー調査質問書」
c　提出方法
電子メール
d　提出先
事務局メールアドレス宛（最終ページに掲載）
e　回答
受付期間終了の約１週間後までに本市ウェブページに公表します。

ウ　参加意向申出書の受付

(ｱ)　受付期間
令和６年 11 月 13 日（水）から令和６年 11 月 19 日（火）17 時まで

(ｲ)　提出書類
以下の書類を提出してください。
第５－２号様式「グループ構成表」及び第５－３号様式「企業状況表」中の提案要請番号については、空白としてください。
a　第１号様式「参加意向申出書」
b　第５－２号様式「グループ構成表」
c　第５－３号様式「企業状況表」

(ｳ)　提出方法
電子メール

(ｴ)　提出先
事務局メールアドレス宛（最終ページに掲載）

エ　提案資格確認結果の通知及び提案要請書の交付

参加意向申出書を提出したものについて、提案する資格を満たすものであるかを前項で提出された書類で確認し、参加表明を行った者全員に対して、提案資格確認結果通知書を通知します。併せて、提案資格を満たす者であることを確認した全員に第６号様式「プロポーザル関係書類提出要請書」、改修対象施設に関する図面及び別紙２「計算シート」を交付します。

(ｱ)　通知日

令和６年 11 月 29 日（金）17 時まで

(ｲ)　通知方法

電子メール

(ｳ)　通知先

第１号様式「参加意向申出書」の提出者メールアドレス

オ　提案書の受付

「８　提案提出書類・作成要領」のとおり提案書を作成し、提出してください。

(ｱ)　受付期間

令和６年 12 月２日（月）から令和６年 12 月 20 日（金）17 時まで

(ｲ)　提出方法

持参又は郵送で提出してください。持参の場合は、事務局へ事前連絡し、日程調整してください。郵送の場合は受付期間内必着とし、配送状況が確認できる手段で郵送してください。

(ｳ)　提出場所

「14　事務局（最終ページ)」をご確認ください。

カ　参加を辞退する場合

(ｱ)　受付期間

令和６年 12 月２日（月）から令和６年 12 月 20 日（金）17 時まで

(ｲ)　提出書類

第 11 号様式「提案辞退届」

(ｳ)　提出方法

電子メール

(ｴ)　提出先

事務局メールアドレス宛（最終ページに掲載）

キ　提案書の審査・最優秀提案事業者の選出

提案書は別に定める審査要領に基づき、評価委員会で審査及び評価します。その評価点をもって一番高い提案を行った者を最優秀提案事業者に、次点を優秀提案事業者としてそれぞれ一者を資格等審査委員会で選出し、最優秀提案事業者を優先交渉権者とします。審査及び選出を行う委員会について次に示します。

名　称	横浜市水道局第一物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会	浄水場等LED化ESCO事業プロポーザル評価委員会
所掌事務	事業の実施、最優秀提案事業者及び優秀提案事業者の選出に関すること	プロポーザルの評価・特定に関すること
委　員	水道事業管理者 水道技術管理者 経営部長 事業推進部長 給水サービス部長 担当部長（給水サービス担当） 配水部長 浄水部長 施設部長 担当部長（再整備推進担当） 経営部経理課長 浄水部設備課長	経営部長（委員長） 施設部長（副委員長） 浄水部長 経営部経理課長 総務部総務課長 施設部施設整備課長 浄水部設備課長

ク　審査結果の通知及び公表

(ｱ)　審査の結果は、応募者全員に文書で通知します。

(ｲ)　通知は令和７年２月中旬に行います。

(ｳ)　電話等による問合せには応じません。

(ｴ)　審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

(ｵ)　審査結果は本市のウェブページで公表します。

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2024/sonota/suidou/20240902esco.html

ケ　詳細診断について

優先交渉権者は、以下の項目について調査を行います。また、当局が提示した資料と、現場が異なる場合は現場を優先するものとし、ベースラインを修正する可能性があります。

(ｱ)　改修前設備の仕様及び数量についての調査

(ｲ)　改修前設備の使用状況についての調査

(ｳ)　改修工事等の施工方法及び費用等に係る調査

(ｴ)　その他必要と認められるもの

コ　包括的エネルギー管理計画書の作成

優先交渉権者は詳細診断終了後、包括的エネルギー管理計画書を作成するものとします。この際、ESCO 事業提案書の内容に沿ったものとします。包括的エネルギー管理計画書が ESCO 事業提案書と大きくかけ離れた場合、当局は優秀提案事業者を優先交渉権者とし、契約交渉を開始することができることとします。

なお、包括的エネルギー管理計画書の構成は、表３のとおりです。

表３ 包括的エネルギー管理計画書項目

	名称	内容
1	計画総括内容	(1) 改修項目一覧
		(2) ESCO事業契約内容
2	技術計画	(1) 改修内容の詳細説明（省エネルギー計算含む）
		(2) 環境への配慮事項
		(3) 工事中の対応
		(4) 契約終了後の対応
3	事業資金計画	(1) 当局の事業収支計画
		(2) 事業者の事業収支計画
		(3) 資金計画
		(4) 工事予定等経費計画
4	維持管理等	(1) 維持管理計画
		(2) 検証計画
		(3) 故障時対応
5	検証方法	
6	改修機器の数量及び配置がわかる資料	
7	ベースライン等の設定	

サ ESCO 事業契約の締結

当局は原則として、優先交渉権者と協議の後 ESCO 事業契約を締結します。この協議においては、事業者が遂行すべき設計､省エネルギー改修工事及び維持管理に関する業務内容や省エネルギー値、支払方法等を定めるものとします。また、当局と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとします。

なお、優先交渉権者との協議の結果、締結に至らなかった場合、優秀提案事業者を優先交渉権者とし、協議の後 ESCO 事業契約を締結します。

シ 経費等の負担

契約締結までにかかった経費等は、優先交渉権者が負担するものとします。

6 提案資格

本募集に応募するもの（「応募者」といいます。）は次に掲げる条件を全て満たすものとします。

なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を当局が求める場合は、これに対応しなければなりません。

(1) 応募者の役割

応募者は、グループ又は単独企業とします。グループの場合は次の役割をそれぞれが担い、単独であれば全ての役割を担います。グループでの応募の場合、参加企業を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。１社が複数の役割を持ってもかまいません。また、グループの事業役割以外の役割については構成員と呼びます。

ア 事業役割

当局との契約等諸手続を行い事業遂行の責を負います。

イ 設計役割

設計及び工事監理に関する業務を実施します。

ウ 建設役割

工事の施工に関する業務を実施します。

エ　その他役割

ア～ウ以外のメンテナンスや金融等の業務を実施します。設備機器をリースにて調達する場合、リース会社をグループの構成員に入れてください。

(2)　応募者の資格

応募者の資格は次のとおりとします。

なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要があります。

ア　応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量及び削減金額を検証することができる者で、予定していた削減効果が未達成の場合には保証措置を講じることができる者とします。

イ　ESCO 設備の維持管理を行う者は、それらを円滑に行うための拠点を横浜市内又は近傍に有する者とします。

ウ　事業役割を担う者は、１社とし、令和５、６年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において次のいずれかの種目に登録が認められている者とします。

なお、参加意向申出書提出時点において、当該有資格者名簿に登載されていない者で、現に名簿登載手続を行っている者は、事業者選出の期日までに登載が完了していることを条件に、登録がある者とみなします。

(ｱ)　電気設備保守

(ｲ)　機械設備保守

(ｳ)　電気機械類

(ｴ)　その他の委託等（ESCO 事業）

エ　設計役割及び建設役割を担う者は、工事内容や規模に応じた資格や許可を有する者とします。

(3)　応募者の制限

次に掲げるものは、応募者となることはできません。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

イ　本募集要項の配布の日から事業者選出までの期間に「横浜市指名停止等措置要綱」に基づく指名停止の措置を受けている者。

ウ　本募集要項の配布の日から事業者選出までの期間に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第３項又は第５項の規定による営業停止の処分を受けている者。

エ　会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 510 条の規定による特別清算開始の申立てをされている者。

オ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者。

カ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項又は第２項の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」）にかかわる同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」）第 30 条第１項又は第２項の規定による更正手続き開始の申立てを含む。以下「更正手続き開始の申立て」）をしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第１項の更正手続開始の決定（旧更正事件にかかわる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者にかかわる同法第 199 条第１項の更正計画の認可の決定（旧更正事件にかかわる旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

キ　提出書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。

ク　最近１年間の法人税、消費税、法人事業税、法人県民税、法人都民税、法人市民税、社会保険等を滞納している者。

ケ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第３条又は第４条の規程に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者。

(4)　応募に関する留意事項

ア　費用負担

応募に必要な費用は、応募者の負担とします。

イ　提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属しますが、原則として返却はしません。また、当局は ESCO 事業提案募集以外の目的で提出書類を使用し、情報を漏えいすることはありません。

なお、これらの著作権については契約締結時点で当局に帰属するものとします。

ウ　当局からの提示資料の取扱い

当局が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用してはなりません。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏えいしてはなりません。

エ　複数提案の禁止

応募者は、１つの提案しか行うことができません。

オ　複数応募者の禁止

応募者は、複数の応募者となることはできません。

カ　特定目的会社

提案書提出後、事業運営を目的とした特定目的会社等を設立することを可能とします。ただし、設立条件などに関しては、当局の承諾を得る必要があります。

キ　構成員との契約

グループで応募する場合、当局との契約時に構成員の各企業と適正な契約を締結してください。

ク　構成員の変更の禁止

構成員の変更は原則禁止とします。

ケ　提出書類の変更の禁止

提出した書類の変更はできません。

コ　責任分担

応募者は負担すべきリスクを想定した上で ESCO 事業提案を行うものとします。

サ　市内中小企業の選定

建設役割又はその一次下請け業者として、市内中小企業を１社以上選定するものとします。

7　提示条件

応募者は次の条件に基づき提案書を作成するものとします。

(1)　本事業の総事業費のうち、光熱水費削減額で賄えない費用は、当局の自己資金を活用するものとし、事業費限度額は 553,800,000 円（税込み）とします（※）。

当局は総事業費を 13 で除した額を ESCO 事業サービス料として、サービス期間において年１回の均等払いにより支払うものとします。詳細は「11　ESCO 事業サービス料の支払等」を参照してください。

※プロポーザルの実施に当たり、本事業の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではありません。

(2)　別紙１－２「対象器具一覧」に記載のある全照明を改修必須対象とします。照明改修についての仕様は「９　改修工事等に関する提出書類と注意事項」を参照してください。

(3)　提案に使用するベースライン及び削減効果の検証は国土交通省「官庁施設における ESCO 事業導入・実施マニュアル」第３章３．２．３計測・検証方法の設定に記載されている「オプション A」（以下「オプション A」といいます。）に基づき、機器の消費電力×機器数×稼働時間とします。また、年間の削減効果の計算は別紙２「計算シート」の結果を使用して算出してください。

(4)　補助金を活用しない提案とします。ただし、補助金の活用が可能な場合は協議事項とします。

(5)　電力供給事業者を指定する提案はできません。

(6)　事業資金計画等については、提案する省エネルギー改修に要する費用の全額を事業者が負担します。同時に当局は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条に基づき債務負担行為を設定し、本事業に必要な費用は ESCO 事業サービス料としてサービス期間にわたり毎年支払うものとします。

8　提案提出書類・作成要領

(1)　参加表明時提出するもの

「５　公募から契約までの流れ」(2)ウのとおり、参加表明時に以下の書類を提出してください。また、グループ構成表は、参加表明時に構成員が決定している場合に提出してください。

ア　第１号様式「参加意向申出書」

イ　第５－２号様式「グループ構成表」

ウ　第５－３号様式「企業状況表」

(2)　提案時提出するもの

表４　提案時提出書類

様式	名称	紙提出	電子データ	電子データのファイル形式
５－１	提案書チェックリスト	○	－	－
５	提案書	○	○	PDF
資格審査書類				
５－２	グループ構成表 ※単独参加では不要	○	○	PDF
５－３	企業状況表（各企業ごと）	○	○	PDF
資金計画書類				
５－４	想定導入機器表	○	○	PDF
５－５	収支計画表	○	○	PDF
改修内容に関する書類				
５－６	効果計算書	○	○	PDF
別紙２	計算シート（紙提出は集計表のみ）	○	○	Excel ブック
－	消費電力の根拠資料	－	○	PDF
５－７	施工計画提案書	○	○	PDF
維持管理に関する書類				
５－８	設備維持管理提案書	○	○	PDF
企業の実績、社会性・信頼性に関する書類				
５－９	事業実施実績一覧表	○	○	PDF
－	実績の根拠資料	○	○	PDF
５－10	工事成績評価実績表	○	○	PDF
－	実績の根拠資料	○	○	PDF
５－11	市内中小企業の活用目標等	○	○	PDF
－	取組状況の根拠資料	○	○	PDF

(3)　ファイル作成時の注意点

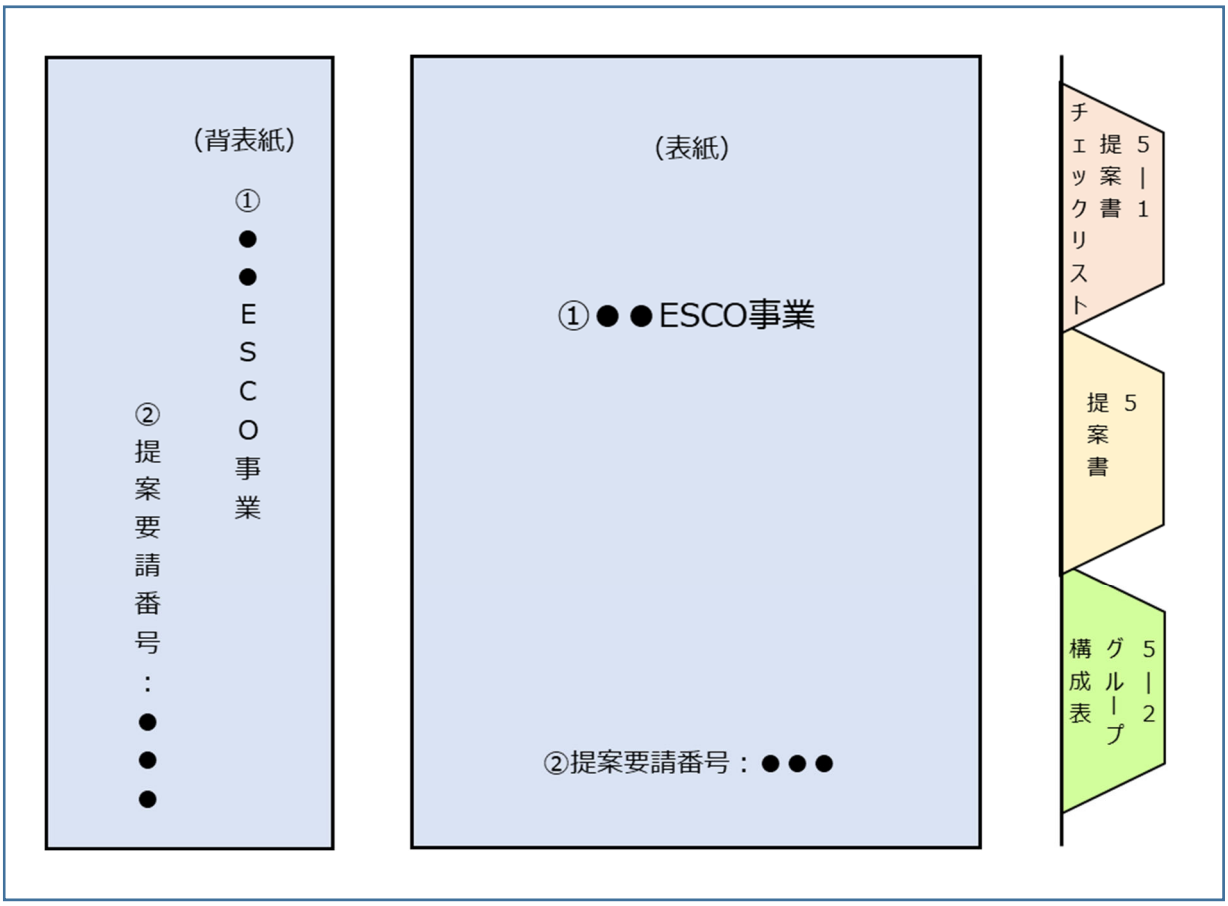

ア　ファイル作成の注意点

(ｱ)　１冊のファイルにまとめてください。ファイルは、Ａ４、厚さ８cm 以内とし、分冊の場合は分冊番号を記載してください。

(ｲ)　表紙及び背表紙に① 事業名称、② 提案要請番号をそれぞれ記載してください。

(ｳ)　会社名等の応募者を特定できる表示は使用してはいけません。

(ｴ)　１部作成し、提出してください。

イ　インデックス作成の注意点

(ｱ)　(2)の表の様式番号のとおりにインデックスを挿入してください。

(ｲ)　省略することなく、様式番号及び書類名称を記載してください。

(4)　提案書作成要領

ア　基本事項

(ｱ)　言語は日本語を使用してください。

(ｲ)　通貨は日本国通貨を使用してください。

(ｳ)　単位は計量法に準拠してください。

(ｴ)　横書きで MS 明朝体 10.5 ポイントを使用してください。また、綴じ代は適切に確保してください。

(ｵ)　各ページの中央下にページ番号を記載し、右下に提案要請番号を記載してください。

(ｶ)　会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる情報を表示してはいけません。また、PDF 上でこれらを黒塗り等で消去する場合は、情報が残らないよう画像として再度保存してください。

(ｷ)　金額は原則税込み金額を記載してください。

(ｸ)　設備導入による人件費の削減については、光熱水費削減効果には含めないものとします。

(ｹ)　二酸化炭素排出量の計算は、次に示す係数を使用してください。

0.451 kg-CO2/kWh（調整後排出係数）

（令和５年 12 月 22 日、東京電力エナジーパートナー（株）公表値）

(ｺ)　電気料金は次に示す設定単価（税込み）を使用してください。

受電種別	対象施設	単価（円/kWh）
特別高圧	小雀浄水場、寒川取水所	18.14円
高圧	西谷浄水場ほか33施設（別紙１－２参照）	19.51円
低圧	汐見台配水槽ほか29施設（別紙１－２参照）	25.57円

(ｻ)　各種計算は本募集要項及び配布資料に記載がある数字を除き、計算結果を小数点第一位で四捨五入した整数とし、一の位まで正確に入力してください。

(ｼ)　様式に単位が記載されているものは、その単位を使用してください。

(ｽ)　提出後の差替えは誤字・脱字・表示不全の修正以外原則として認めません。

(ｾ)　様式は、指定のファイル形式で保存したのち、提案要請時に配布する DVD-R に格納し必要事項を明記し、提出してください。また、計算根拠が明確となるよう別紙２「計算シート」を作成し、 提出してください。

(ｿ)　電子データは、審査時に資料として使用します。電子データのプロパティなどで、応募者を特定できる情報を残さないよう、注意してください。

(ﾀ)　提出されたファイル及び電子データは原則として返却はしません。

イ　提案書

(ｱ)　資格審査書類

a　グループ構成表（第５－２号様式、グループ参加の場合のみ提出）

応募者全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、建設役割、その他役割（分担名を記載のこと））を明確にしてください。

b　企業状況表（第５－３号様式）

様式に従い記載してください。グループの場合、１社ごとに作成してください。

(ｲ)　資金計画書類

a　想定導入機器表（第５－４号様式）

事業で導入を提案する ESCO 設備については全て記載してください。

b　収支計画表（第５－５号様式）

事業期間の償還表を作成し、提出してください。

(ｳ)　改修内容に関する書類

a　効果計算書（第５－６号様式）

必要事項を明記し、提出してください。また、計算根拠が明確となるよう別紙２「計算シート」を作成し、 提出してください。

(a)　別紙２「計算シート」

参加意向申出書をご提出いただいた事業者に、(株)マイクロソフト社製ソフトウェア「Excel」で作成された別紙２「計算シート」を送付しますので、作成して提出してください。計算シートは、あらかじめ各施設の照明器具の数量、点灯時間及び点灯日数が記載されており、シートの指定した欄に事業者側で選定した更新後の照明器具の消費電力を記入すると、集計表シートに消費電力の削減効果（kWh/年）と削減効果（%）が自動計算されます。その自動計算される数値を用いて提案書を作成してください。更新後の照明器具の消費電力は、カタログ等の数値を使用して入力し、根拠を全てご提出ください。ファイル作成時は、集計表のみ印刷して綴じこんでください。また、計算シート内に説明書をご用意してありますので、併せてご確認ください。

b　施工計画提案書（第５－７号様式）

記載されている内容について、様式を使用して作成してください。

(ｴ)　維持管理に関する書類

a　設備維持管理提案書（第５－８号様式）

記載されている内容について、様式を使用して作成してください。

(ｵ)　企業の実績、社会性・信頼性に関する書類

a　事業実施実績一覧表（第５－９号様式）

該当する実績がある場合は、作成し、根拠を添付して提出してください。該当する実績がない場合は、作成する必要はありません。

b　工事成績評価実績表（第５－10 号様式）

該当する実績がある場合は、作成し、根拠を添付して提出してください。該当する実績がない場合は、作成する必要はありません。

c　市内中小企業の活用目標等（第５－11 号様式）

市内中小企業の活用目標及び男女がともに働きやすい職場づくりに向けた取り組み状況を様式に記載し、作成してください。男女がともに働きやすい職場づくりに向けた取り組み状況がある場合は、根拠を添付してください。

9　改修工事等に関する提出書類と注意事項

事業者は改修工事等において、次に掲げる事項について実施します。

また、工事書類は横浜市水道局電気工作物保安規程、横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（工事編）その他必要に応じた仕様書及び関係法令等（以下「仕様書等」といいます。）を使用して作成するものとし、作成次第必ず当局の確認を受けてください。

なお、提出期限等の詳細については、別途定めることとします。

(1)　提出書類

事業計画書、施工図

その他必要に応じて提出してください。

(2)　一般的注意事項

ア　事業者は、工事監理者及び建設業法に定める技術者を配置し、適切に工事監理・施工を行うものとします。

イ　工事中の安全対策・施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行うものとします。

ウ　本事業には、横浜市水道局電気工作物保安規程、横浜市水道局電気工作物保安規程実施要綱、横浜市水道局電気工作物保安規程取扱要領及び横浜市水道局電気工作物保安規程施行細則を適用します。事業者はこれらを十分理解し、施工にあたらなければなりません。

エ　仕様書等は、本事業の概要を示すものとし、例え明記がない場合でも本業務履行上、当然必要と認められるものは本業務に含まれるものとします。

オ　提案時の市内中小企業の活用目標設定について、確実に達成されることを確認するため、事前に施工体制に関する資料の提出を求めます。また、施工中の施工体制を確認するため、月報の作成を求めます。達成が出来ないと判断した場合は是正するよう指示を行います。

カ　事業者は工事施工、工事監理の状況の確認を求められた際は、この求めに誠実に応じるものとします。

キ　事業者は、必要に応じて工事施工の事前説明及び事後報告を行うものとします。

ク　作業時間は原則として、月曜日から金曜日までの８時 30 分から 17 時 15 分までとします。ただし、事務室などの執務をする部屋については、日曜日及び土曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第３条に規定する休日を除きます。）の８時 30 分から 17 時 15 分までの間に施工を行うものとします。各施設の施工可能な時間帯は別紙１－２「対象器具一覧」を参照してください。

ケ　施工場所で他の工事等がある場合は、その請負人と調整を行ってください。

コ　施工は施工図に基づいて実施するものとします。

サ　工事に伴う廃棄物は関係法令に従い適切に処理してください。

シ　万一 PCB 混入の可能性を否定できない安定器及びコンデンサを発見した場合は、速やかに当局に報告し、処分できるものは、関係法令に従い適切に処分してください。処分できないものについては、当局で処分するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）で規定された保管基準に沿う方法で当局に引き渡してください。

ス　工事施工に当たっては環境に十分配慮してください。

なお、建築物の石綿の使用の有無については事前調査が必要であり、法令に定められた適切な作業を実施するものとします。原則、事前調査及び撤去作業等に伴う費用については事業者負担となります。

セ　施工に当たっては、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 21 条に規定する健康診断の実施に伴う事項を下記のとおり定めます。施工に従事する者は、健康状態に留意するとともに、衛生管理に特段の配慮を行わなければなりません。

(ｱ)　健康診断の対象者は、施工等の作業に５日以上従事する者とする。ただし、沈殿池、ろ過池及び配水池等に係る施工等に従事する者については、全て健康診断を行うものとする。

(ｲ)　対象者は、施工等の現場着手前に健康診断を受診しなければならない。ただし、施工等の現場着手日から３か月前までの期間に、他で同等の健康診断を実施している場合は、その証明書の提出を認める。

(ｳ)　第２回目以降の健康診断は、最初の受診日から起算しておおむね 180 日ごとに行う。ただし、沈殿池、ろ過池及び配水池等に係る施工等に従事する者については、おおむね 90 日ごとに行う。

(ｴ)　健康診断は、検査実施機関の細菌学的培養検査（赤痢・腸チフス・パラチフス・サルモネラ・腸管出血性大腸菌 0157 等）によるものとする。

(ｵ)　健康診断実施後は、現場着手前に健康診断報告書を当局に提出しなければならない。

ソ　照明器具の交換作業において発生する軽微な補修等については、本事業の作業範囲として実施するものとします。

タ　本事業に使用する低圧電源、用水及びトイレは、当局の設備を使用することとしますが、使用条件等については別途協議するものとします。また、施工の際に発電機を使用する場合は低騒音型としてください。

チ　資材、廃材等の置き場については、当局と協議するものとします。また、それらの管理については事業者が行うこととします。

ツ　公共の歩行者空間を工事によって一時的に変更する場合は、「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン」（横浜市　令和５年４月）の趣旨を踏まえて歩行者通路対策等を講じるものとし、事業者は、工事着手前等に仮設通路の設置方法等について当局と協議するものとします。

なお、「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン」は、本市のウェブページを参照してください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/hokosha/barrier.html

テ　施工場所の順位は、小雀浄水場、寒川取水所、朝比奈分水池、谷ヶ原取水所、津久井分水池、下九沢分水池の順とし、これらは令和７年度末までに施工を完了させるものとし、その他については別途協議するものとします。

(3)　照明器具の改修に係る注意事項

ア　別紙２「計算シート」に記載のある全照明を改修必須対象とします。

イ　照明器具本体の更新を原則とします。

ウ　配線配管は原則、既設のものを再使用としますが、劣化等により交換が必要な場合は本事業で施工するものとします。

エ　街路灯、庭園灯などの外灯で、ポールの劣化により照明器具の交換ができない場合は、ポールの交換を本事業で施工するものとします。

オ　新品の LED 照明器具とし、「公共施設用照明器具」の型番を取得しているものを優先して使用してください。

カ　LED 照明器具は、ESCO 事業で設置実績のある国内メーカーの製品とします。

キ　LED 照明器具の明るさは、改修前と同程度以上とし、また、建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）を満たすものとします。

ク　屋外で使用されている照明器具は、防湿防雨型などの屋外仕様を選定してください。

ケ　照明器具の配置は、原則変更できません。

コ　改修対象外は、電気盤などの盤内照明のような設備に付属している照明器具や、コンセントに差し込んで使用するデスクライトに属する照明器具とします。

サ　高天井に取り付ける照明器具には、ワイヤー等で落下防止措置を施すものとします。

シ　更新後の照明器具で天井等に隙間ができる場合は、ブランクプレート等で塞いでください。また取り付けは、施設の内装に配慮してください。

ス　誘導灯を交換した際は、作業に伴う消防署等への届出書類を作成し所管の消防署へ提出してください。

セ　設置する照明器具等には、ESCO 事業で納入しているものであることが分かるように、シール等で明記してください。

10　サービス期間中の対応

(1)　ベースラインの調整方法等

ア　ベースラインと光熱水費削減額の調整

「７　提示条件」(3)のとおり、光熱水費削減額及びベースラインはオプション A により算定されているため、原則として補正することはありません。ただし、算定に使用された根拠に疑義が生じた際は、協議のもと、光熱水費削減額及びベースラインを見直すことができます。

なお、ベースラインの調整は別途計算方法等を示し、当局との協議により承諾を受けなければなりません。

イ　ESCO 事業サービス料に係る債権の取り扱い

ESCO 事業サービス料に係る債権は、譲渡又は担保にすることができません（グループで応募の場合、グループ内企業間を除く。）。

(2)　ESCO 設備の維持管理に関する事項

ア　事業者は当局に ESCO 設備の維持管理計画書を提出し、当局の承諾した維持管理計画に基づいて、ESCO 設備の必要な維持管理を行うものとします。

イ　事業者は ESCO 設備の維持管理状況について、毎年当局に報告しなければなりません。当局は、維持管理が計画どおりでなく、又は不十分である時は、事業者に対して必要な措置を命ずる場合があります。

ウ　事業者は、ESCO 事業サービス開始までの間についても、施設運営に支障なきように維持管理を行うものとし、この際の維持管理に係る経費は事業者の負担とします。

エ　日常の運転管理は、当局が実施します。

(3)　検証に関する事項

ア　事業者は、ESCO 設備の維持管理状況及び事業による使用電力削減量を確認するためオプション A を使用して検証報告書を作成し、ESCO 事業契約期間中において、決められた時期に提出するものとします。また、検証報告書の中で、事業前後の省エネルギー量の比較をするため、基準となる年間使用電力量をサービス期間開始時に提示します。

イ　事業者は、前項で作成した検証報告書を用いて、報告会で定期的に報告するものとします。報告会の回数は、１年に１度実施します。

(4)　その他

ESCO 事業提案書をもとに事業者が作成し、当局が承認した計画等に疑義が生じた場合は、当局と事業者の両者で協議するものとします。

11　ESCO 事業サービス料の支払等

(1)　ESCO 事業サービス料支払期間

サービス期間は令和９年４月１日から令和 22 年３月 31 日までの 13 年間とします。

(2)　支払方法

年１回の均等払いとしてください。事業者は、以下に示すアからウに基づき適正に ESCO 事業サービス料を算定して、指定された期日までに当局に請求書を提出するものとします。

ア　当該各年度において、事業者から提出された検証報告書を当局が確認したのち、不備等が無ければ所定期日までに ESCO 事業サービス料を支払います。

イ　サービス料の算定方法については、オプション A を使用した検証方法であるため、「削減保証額」＝「実現した削減額」＝「削減予定額」とし、ESCO 事業サービス料を支払います。

ウ　ESCO 事業サービス料及び支払いの詳細は、優先交渉権者と協議のうえ、ESCO 事業契約書で定めるものとします。

(3)　ESCO 事業サービス料の総支払額

ESCO 事業サービス料の総支払額は、ESCO 事業契約期間中の以下に示す元金相当額費用、金利及び事業者の利益を加えた額とします。

なお、提案から契約までの期間中に物価や労務費等について著しい変動が発生した場合には、当局と協議のうえ額を見直すことができるものとします。

ア　元金相当費

(ｱ)　省エネルギー改修工事及びその関連業務にかかる費用、仮設事務所を設置した場合の光熱水費を含みます。ただし、工事施工に必要な施設内で直接使用する光熱水費は無償とします。

(ｲ)　設備維持管理にかかる費用

ａ　ESCO 設備の維持管理に必要な費用

ｂ　ESCO 設備の維持管理に必要な消耗品

(ｳ)　検証にかかる費用

(ｴ)　ESCO 設備の所有権の移転にかかる費用

(ｵ)　租税（税種別に示したもの）

(ｶ)　その他、本事業に伴う経費（必要な調査費用・各種保険等）

イ　金利の算出方法

金利は事業者の提案によります。ただし、固定金利とします。

ウ　ESCO 事業の利益

事業者の提案によります。

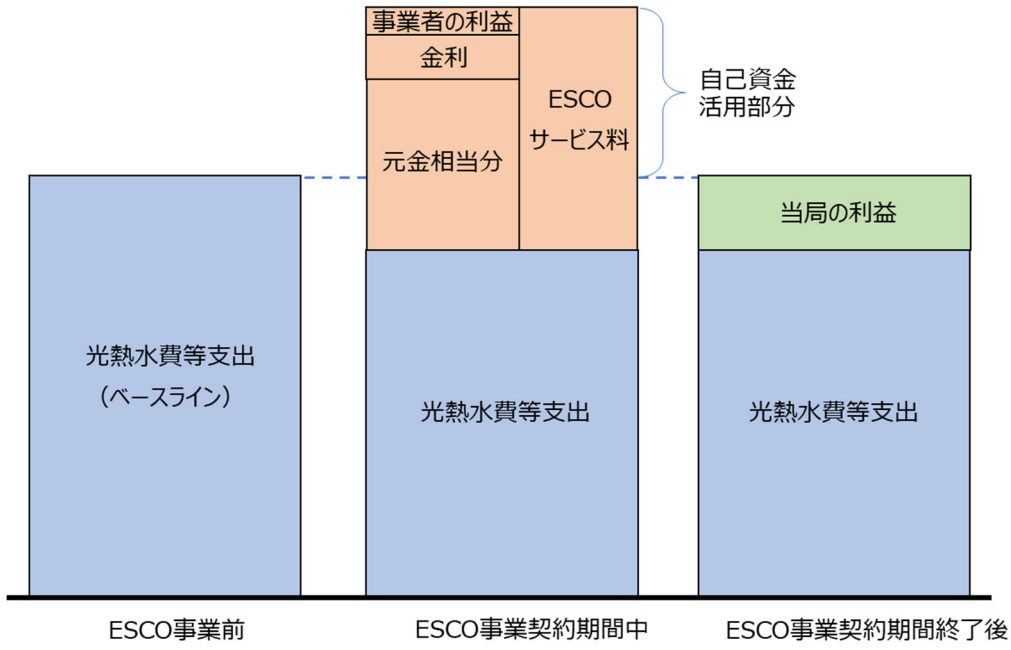

図　事業前から契約期間終了後までの流れ（概念図）

12　事業の実施に関する事項

(1)　誠実な業務遂行義務

ア　事業者は、包括的エネルギー管理計画書、募集要項、配布資料及びESCO事業契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行しなければなりません。

イ　業務遂行に当たって疑義が生じた場合は、当局と事業者の両者で誠意をもって協議します。

(2)　ESCO事業契約期間中の事業者と当局の関わり

ESCO事業は、事業者の責により遂行されるものとし、当局はESCO事業契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行います。

(3)　当局と事業者との責任分担

ア　基本的な考え方

ESCO事業提案書は、事業者が持つ省エネルギーに関する知識とノウハウを最大限に発揮し、光熱水費の削減金額や省エネルギー量を示す最大の根拠であり、信頼性のあるものでなければなりません。このため、ESCO事業提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担しなければなりません。

ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない理由があり、合理的な根拠を示すことができる場合は、別途協議が行えるものとします。

イ　事業の継続が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細診断実施後、ESCO事業契約の締結前に、事業の継続が困難となった場合、以下の措置を講ずるものとします。

(ｱ)　ESCO事業提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きくかけ離れた場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、当局はそれまでに要した費用を請求できるものとします。

(ｲ)　契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、ESCO事業契約書において定めるものとします。

ウ　税制リスクに対する考え方

税制リスクの負担関係については、以下のとおりとします。

(ｱ)　消費税

消費税は、事業者が販売する物品・サービスの価格に含めて次々と転嫁され、最終的に物品・サービスを購入し、サービスの提供を受けるものが負担する税です。そのため、消費税に関するリスクはサービス料の支払い者である当局が負担するものとします。

(ｲ)　固定資産税

固定資産税が発生する場合、事業者が負担するものとします。

(ｳ)　法人税等

法人税等は、法人の企業活動によって得られる所得に対する課税であり、地域社会の費用を多数のもので負担するための本来的に事業者負担の税です。このため、法人税等に関するリスクは事業者が負担するものとします。

(ｴ)　税の新設

税の新設がなされた場合、当該新税がサービスを享受するものが支払うべき税である場合には、サービス料の支払い者である当局が負担し、地域社会の中で収益を目的に事業を行うものが支払うべき税である場合には、事業者が負担するものとします。これに該当しない場合は、当局及び事業者が協議のうえ負担するものとします。

エ　知的財産権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている発明、意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとします。

なお、本事業を通じて発明された物及び方法、意匠並びに商標等の権利の帰属については、別途協議により決定するものとします。

(4)　予想されるリスクと責任分担

予想されるリスクと責任分担は表５の通りとします。なお、負担が事業者側の事項で、当局が責任を負うべき合理的な理由があるものや､提案段階で分担が決定されていないものについては、別途協議を行うものとします。

表５　予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			当局	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	ESCO 提案の誤り	ESCO 事業の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動などによる場合	○	○
	安全性の確保	設計・建設・運転及び維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・運転及び維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
	保険	施設の設計・建設における履行保証保険及びサービス期間のリスクへの保険		○
	物価	急激なインフレ・デフレ	○	○
	事業の中止・延期	当局の指示	○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	○
		事業者の事業放棄・破綻によるもの		○
		当局の事業放棄・破綻によるもの	○	
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	
	設計変更	当局の提示条件・指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	応募コスト	応募コストの負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
建設段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	
	設計変更	当局の提示条件・指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	当局の責務による工事遅延・未完工による引渡しの遅延	○	
		事業者の責務による工事遅延・未完工による引渡しの遅延		○
	工事費増大	当局の指示・承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	引渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		○
		引渡し前に工事に起因し施設に関して生じた損害		○

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			当局	事業者
支払	支払遅延・不能	支払の遅延・不能によるもの（下記以外）	○	
		検証報告の遅延により支払いを留保する場合		○
		省エネ保証行為の不履行		○
維持管理関係	計画変更	用途の変更等、当局の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立ち入り許可	必要な施設への立ち入り許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大		○
	ESCO 設備の損傷	当局の故意・過失又は当局施設に起因する ESCO 設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する ESCO 設備の損傷		○
	施設損傷	事業者の故意・過失又は ESCO 設備に起因する当局施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による当局の施設・設備の損傷	○	
	契約不適合責任	ESCO 設備に関する契約不適合責任		○
	不可抗力	天災等による当局施設の損傷	○	
		天災等による ESCO 設備等の損傷	○	○
	機器の不良	ESCO 機器が所定の性能を達成しない場合		○
	光熱水費単価	光熱水費単価の変動	○	
	エネルギー消費量	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
		上記以外の変動要因の場合	○	○
検証	設備の不良	ESCO 機器が所定の性能に達成しない場合		○
	検証	検証報告への疑義		○
		検証に必要な当局からの情報提供の遅延・不能	○	
	光熱水費単価	光熱水費単価の変動	○	
	ベースラインの調整	機器の使用状況・稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
		上記以外の変動要因の場合	○	○
保証	性能	サービス期間終了後、ESCO 設備移管時の性能保証		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、当局施設運営・業務への障害		○

13　完成図書

(1)　提出書類

工事完了後、事業者は完成図書等を作成し引渡しを実施します。完成図書は、表６に従い作成し、Ａ４版ファイル製本とします。構成及び部数は原則として表６に従って作成してください。また、完成図書の電子データ（CAD データ含む。）もあわせて提出してください。作成については、仕様書等に準拠するものとし提出前に当局の確認を受けてください。

表６　提出書類一覧

	A４判 ファイル製本	備考
(1)工事概要書	○	
(2)完成図	○	
(3)機器図	○	
(4)緊急時及び主要機器類の連絡先等一覧	○	
(5)機器類試験成績表	○	
(6)各種試験成績表	○	
(7)各種届出関係書類	○	写し、添付図等含む（原本は届出者保管）
(8)処分証明書類	○	写し（原本は事業者保管）
(9)取扱説明書	○	
(10)維持管理注意事項説明書	○	
(11)工事写真	○	
(12)設備台帳	○	
部数	９部	(1)から(12)までを全て収録したDVD-R９枚

(2)　注意事項

ア　各種試験成績表については、ESCO 設備を導入し実施したものを提出してください。

イ　図面

図面は JWCAD 又は IJCAD で作成し、JWCAD 又は IJCAD のファイル形式のほか、SXF 形式、PDF 形式の３ファイル形式を提出し、印刷設定ファイルを使用する場合にはそのファイルも成果物に含めてください。原稿サイズはＡ３、使用単位はミリメートルとします。

ウ　処分証明書類

廃棄物は適正に分別処分し、処分後に、マニフェストの写しを提出してください。

エ　工事写真

工事中の写真は、横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（工事編）（付則４）機械・電気設備工事記録写真作成要領に基づいて撮影し、工事着手前、施工中、完成時の工程順に整理編集して、工事完了の際、写真帳等を提出してください。

14　事務局

本事業提案募集に係る事務局は、次のとおりです。

横浜市水道局　浄水部　設備課　ESCO プロポーザル事務局

住所　240-0046　横浜市保土ケ谷区仏向西４番１号　西谷第２分庁舎　３階

TEL　045-337-0841

MAIL　su-esco@city.yokohama.lg.jp

※質問は指定した日時、様式にて受け付けています。個別の問合せには回答いたしませんのでご了承ください